○貝塚市留守家庭児童会条例

平成12年９月29日

条例第47号

（趣旨）

第１条　この条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るために行う留守家庭児童会事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成26年条例22号・令和４年30号〕）

（入会資格）

第２条　貝塚市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）に入会することができる児童は、次に掲げる要件の全てを満たす児童とする。

（１）　市に居住する者のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）に在籍している者又は市の小学校等に在籍している者

（２）　児童の保護者が労働又は疾病その他の事由により、主として児童の下校時から夕刻までの間家庭にいない状態又はこれに類する状態の日がおおむね１月（日曜日を除く。）の３分の２以上あり、かつ、その状態が１月以上継続すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者は、児童会に入会することができる。

（一部改正〔平成19年条例６号・20年15号・26年22号・令和４年30号・７年36号〕）

（入会の申請及び許可）

第３条　児童会に入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（一部改正〔平成20年条例15号〕）

（入会の不許可等）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、若しくは入会の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。

（１）　児童が第２条に規定する入会資格を有しないとき又は喪失したとき。

（２）　児童会に入会した児童の保護者（以下「保護者」という。）が次条に定める留守家庭児童会一部負担金又は延長利用負担金を１月以上滞納したとき。

（３）　その他児童会の管理運営上支障があると市長が認めるとき。

（一部改正〔平成20年条例15号・令和６年33号〕）

（負担金）

第５条　保護者は、留守家庭児童会一部負担金を納付しなければならない。

２　留守家庭児童会一部負担金の額は、児童１人につき月額6,000円とする。ただし、次の各号に掲げる児童については、当該各号に定める額とする。

（１）　同一世帯で２人以上入会している場合の２人目の児童（第３号に掲げる児童を除く。）　月額3,000円

（２）　同一世帯で３人以上入会している場合の３人目以降の児童（次号に掲げる児童を除く。）　月額1,500円

（３）　市の小学校等の夏季休業期間に限り入会している児童　8,000円

３　保護者は、午後６時以後において開設時間を延長した児童会の学級の利用（以下「延長利用」という。）を行った場合において、当該延長利用が１月（前項第３号の場合にあっては、当該小学校等の夏季休業期間）につき５日以上であるときは、延長利用負担金を納付しなければならない。ただし、延長利用について市長が特別の事情があると認める場合には、その日数は、当該延長利用を行った日数に算入しない。

４　児童１人当たりの延長利用負担金の額は、月額750円（第２項第３号の場合にあっては、750円）とする。

５　市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、留守家庭児童会一部負担金を減額し、又は免除することができる。

６　既納の留守家庭児童会一部負担金及び延長利用負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、留守家庭児童会一部負担金の全部又は一部を還付することができる。

（一部改正〔平成18年条例16号・23年19号・令和６年33号・７年36号〕）

（負担金の納付）

第６条　保護者は、毎月10日までに、当該月分（前条第２項第３号の場合にあっては、夏季休業期間分。以下この項において同じ。）の留守家庭児童会一部負担金を納付しなければならない。ただし、月の途中において入会した場合（同号の場合を含む。）における当該入会した月分の留守家庭児童会一部負担金は、入会の日から10日以内に納付しなければならない。

２　保護者は、延長利用を行った日の属する月の翌々月10日まで（前条第２項第３号の場合にあっては、延長利用を行った日の属する年の10月10日まで）に、延長利用負担金を納付

しなければならない。

（一部改正〔平成18年条例16号・令和６年33号・７年36号〕）

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成20年条例15号〕）

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月30日条例第16号改正）

この条例は、平成18年７月１日から施行する。

附　則（平成19年３月26日条例第６号改正）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日条例第15号改正）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月30日条例第19号改正）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年９月29日条例第22号改正）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附　則（令和４年12月21日条例第30号改正）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年12月18日条例第33号改正）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年12月16日条例第36号改正）

この条例は、公布の日から施行する。